

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 外債 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月28日
【発行者の名称】	アフリカ輸出入銀行 (African Export-Import Bank)
【代表者の役職氏名】	チャンディ・ムウェネブング 常務理事兼グループ・トレジャラー (トレジャリー・ア ンド・マーケット) (Chandi Mwenebungu, Managing Director & Group Treasurer (Treasury & Markets))
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 松 添 聖 史
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【事務連絡者氏名】	弁護士 渡 邊 大 貴
【住所】	東京都港区六本木一丁目 9 番10号 アークヒルズ仙石山森タワー ベーカー & マッケンジー法律事務所 (外国法共同事業)
【電話番号】	(03) 6271-9900
【発行登録の対象とした募集又は売出し】	募集
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2025 年11月 6 日)から 2 年を経過する日 (2027年11月 5 日) まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 7,500億円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、債券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1【発行主体】

アフリカ輸出入銀行（以下「アフリカ輸出入銀行」または「発行者」という。）は、アフリカ輸出入銀行の憲章（以下「憲章」という。）および25のアフリカ諸国と3つの国際機関の間で締結された1993年5月8日付「アフリカ輸出入銀行設立条約」（以下「設立条約」という。）に基づき、1993年10月27日に第1回株主総会を開催し、1994年9月30日に業務を開始した。設立条約は、1995年10月、国際連合憲章に基づき、国際条約として国際連合に登録された。本書の日付現在、53のアフリカ諸国が同条約に加盟しており、同条約に署名または同意している（以下「参加加盟国」という。）。政府所有の機関を通じて株主である国がもう1ヶ国あるが、まだ設立条約に同意していない。

アフリカ輸出入銀行のディアスポラ戦略の一環として、アフリカ輸出入銀行は貿易および投資におけるアフリカとカリブ間の協力を支援している。アフリカ輸出入銀行は、15のカリブ共同体（CARICOM）加盟国のうち13の加盟国とのパートナーシップ協定（アフリカ輸出入銀行の設立条約と類似である。）に署名しており、アフリカ輸出入銀行がCARICOM加盟国で事業を展開するための全ての特権および免責が認められている。

発行者は、債券に関する特別の会計を有しない。発行者は、負債に関して次の方針をとっている。すなわち、いかなる時点においても、発行者の未払いの借入金の元本総額によって、パーゼル銀行監督委員会により作成された2024年6月付「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（随時の変更を含む。）と題する文書に従い、また、関連する計算日に最も近い発行者の監査済財務書類に基づいて計算されるリスク加重資産に対する自己資本比率が、資本の12%を下回ることがないようにする。

2【募集要項】

未 定

3【利息支払の方法】

未 定

4【償還の方法】

未 定

5【元利金支払場所】

未 定

6【担保又は保証に関する事項】

未 定

7【債券の管理会社の職務】

未 定

8【債権者集会に関する事項】

未 定

9【課税上の取扱い】

未 定

1 0 【準拠法及び管轄裁判所】

未 定

1 1 【公告の方法】

未 定

1 2 【その他】

未 定

第 2 【売出要項】

該当なし

第 3 【資金調達の目的及び手取金の使途】

債券の発行による純手取金は、発行者により一般事業目的（貸付業務および借入金の返済を含むがこれらに限られない。）のために使用される。

第 4 【法律意見】

発行者の法務担当理事であるジョイ・オルブライト氏から次の趣旨の法律意見書が提出されている。

- 1．発行者は、国際公法に基づき適法に設立され、有効に存続し、法人としての適格要件を備えている法人である。
- 2．設立条約および憲章は、すべての参加加盟国により適法に締結および批准され、かかる協定の変更は、国際公法に基づきすべて適法に可決されかつ完全な効力を有するものである。
- 3．関東財務局長に対する発行登録書の提出は発行者により適法に授權されており、設立条約および憲章上適法であり、発行者は発行登録書の提出に関し一切の政府の同意、許可または承認を必要としていない。

第 5 【その他の記載事項】

未 定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自2024年1月1日 至2024年12月31日）	2025年6月30日関東財務局長に提出
会計年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）	2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定
会計年度（自2026年1月1日 至2026年12月31日）	2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

半期（自2025年1月1日 至2025年6月30日）	2025年9月30日関東財務局長に提出
半期（自2026年1月1日 至2026年6月30日）	2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定
半期（自2027年1月1日 至2027年6月30日）	2027年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国者臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし